

令和5年度大気汚染に係る常時監視結果について

令和6年7月19日（金）
鹿児島県環境林務部環境保全課
大気係 099-286-2627

大気汚染防止法第22条第1項に基づく大気汚染に係る常時監視結果は、次のとおりです。

1 概要

(1) 監視体制

県内に19の大気測定局（一般局17局，自排局2局）を設置し，大気環境監視テレメータシステムで24時間連続監視しており，測定結果は，県ホームページにおいて速報値を公開している。

（注）一般局：一般環境大気測定局，自排局：自動車排出ガス測定局

(2) 測定期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(3) 測定項目

① 環境基準設定項目（6項目）

二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，二酸化窒素，光化学オキシダント，一酸化炭素，微小粒子状物質（PM_{2.5}）

② その他の項目（4項目）

一酸化窒素，メタン，非メタン炭化水素，風向・風速

(4) 実施機関

鹿児島県，鹿児島市

2 測定結果

(1) 環境基準の達成状況

測定項目	区分	測定局数	有効測定局 ^{※1} 数	達成局数	非達成局数	達成率 ^{※2}		非達成局及び原因
						R4	R5	
二酸化硫黄 (SO ₂)	一般局	14	14	12	2	71%	86%	非達成局：赤水，有村 原因：桜島の火山活動の影響
	自排局	2	2	2	0	100%	100%	
浮遊粒子状物質 (SPM)	一般局	14	14	14	0	100%	100%	
	自排局	2	2	2	0	100%	100%	
二酸化窒素 (NO ₂)	一般局	9	9	9	0	100%	100%	
	自排局	2	2	2	0	100%	100%	
光化学オキシダント (O _x)	一般局	12	—	0	12	0%	0%	原因：大陸からの越境大気汚染等 全国の達成率：0.1%（R4）
	自排局	—	—	—	—	—	—	
一酸化炭素 (CO)	一般局	—	—	—	—	—	—	
	自排局	2	2	2	0	100%	100%	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	一般局	10	10	10	0	100%	100%	
	自排局	2	2	2	0	100%	100%	

※1 有効測定局…年間の測定時間が6,000時間以上の測定局
(PM_{2.5}については年間測定日数が250日以上)

※2 達成率＝達成局数／有効測定局数×100

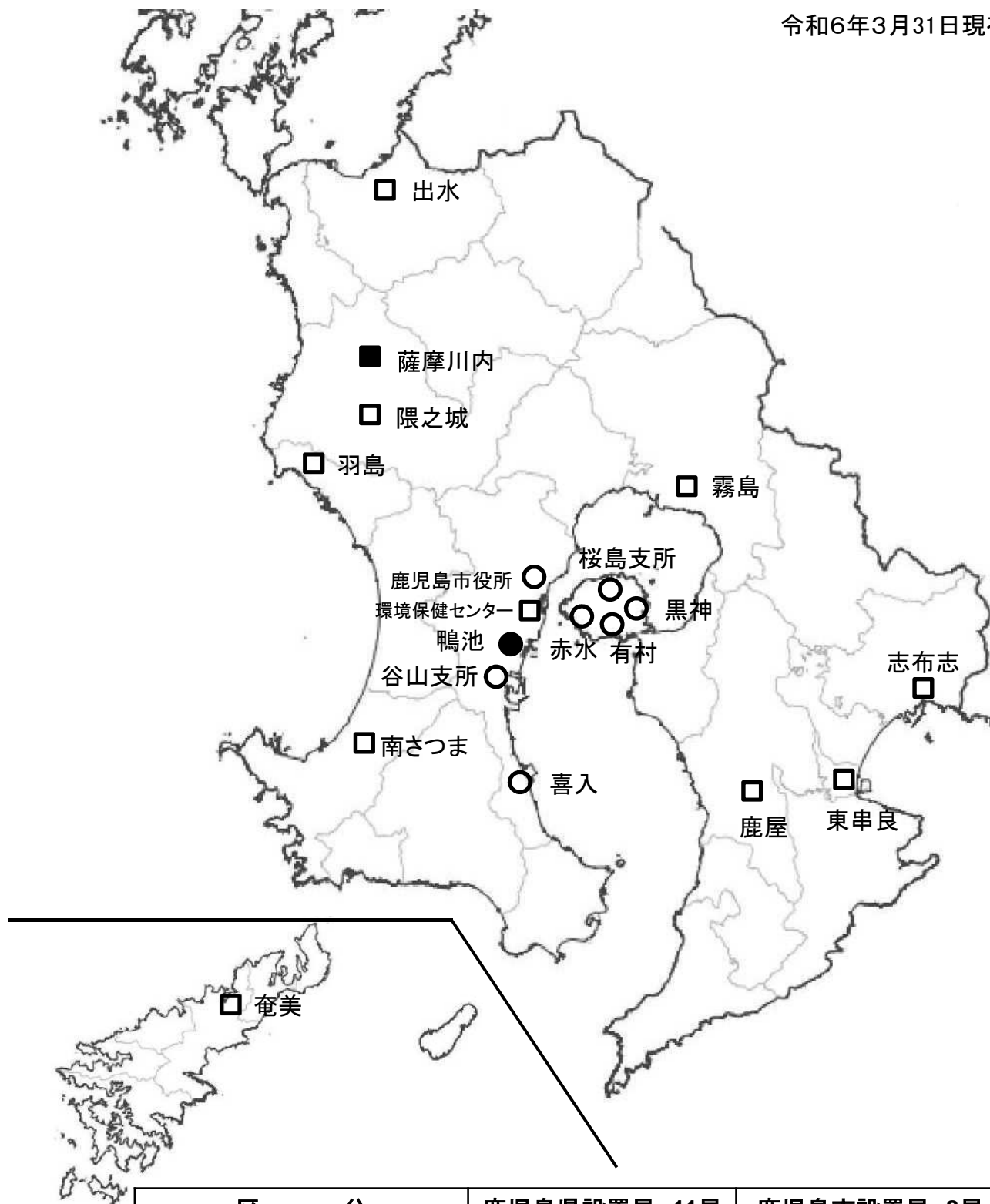
(2) 年平均値（全測定局分）

測 定 項 目	一 般 局			自 排 局		
	全 国	本 県		全 国	本 県	
	R4	R4	R5	R4	R4	R5
二酸化硫黄（ppm）	0.001	0.004	0.004	0.001	0.002	0.002
浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	0.013	0.016	0.016	0.014	0.015	0.015
二酸化窒素（ppm）	0.007	0.004	0.003	0.013	0.008	0.007
光化学オキシダント（ppm）	0.046	0.042	0.041	0.044	—	—
一酸化炭素（ppm）	0.2	—	—	0.3	0.3	0.3
微小粒子状物質（μg/m ³ ）	8.8	10.2	9.6	9.2	10.6	10.4

（注） 光化学オキシダントは、昼間（5時～20時）の日最高1時間値の年平均値

大気測定局の設置状況

令和6年3月31日現在



区 分	鹿児島県設置局 11局	鹿児島市設置局 8局
一般環境大気測定局 17局	□(10局)	○(7局)
自動車排出ガス測定局 2局	■(1局)	●(1局)

※ 令和4年2月に奄美局を新たに整備し、令和4年4月から測定を開始した。

大 気 測 定 局 一 覧

区分	市 町	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目						
				SO ₂	SPM	NO _x	O _x	CO	PM _{2.5}	NMHC
一 般 局	鹿 児 島 市	鹿児島市役所 ^{※1}	山下町11-1	○	○	○	○		○	
		環境保健センター	城南町18	○	○		○			
		谷山支所 ^{※1}	谷山中央4-4927	○	○	○	○		○	
		喜入 ^{※1}	喜入町6227	○	○	○	○		○	○
		桜島支所 ^{※1}	桜島藤野町1439	○	○					
		赤水 ^{※1}	桜島赤水町1195-2	○	○					
		有村 ^{※1}	有村町12-4	○	○					
		黒神 ^{※1}	黒神町2254	○	○					
	鹿 屋 市	鹿屋	新栄町649	○	○	○	○		○	○
	出 水 市	出水	昭和町18-18						○	
	薩摩川内市	隈之城	隈之城町217-8	○	○	○	○		○	○
	霧 島 市	霧島	国分中央5丁目842-1	○	○	○	○		○	
	いちき串木野市	羽島	羽島5218	○	○	○	○		○	○
	南さつま市	南さつま	加世田川畑2648				○		○	
自排局	志 布 志 市	志布志	志布志町志布志3240-14	○	○	○	○			○
	奄 美 市	奄美 ^{※2}	名瀬浦上町 1-12				○		○	
	東 串 良 町	東串良	新川西3632	○	○	○	○			○
自排局	鹿 児 島 市	鴨池 ^{※1}	鴨池2-31-15	○	○	○		○	○	○
	薩摩川内市	薩摩川内	御陵下町字八牟田2742-2	○	○	○		○	○	○

※ 1 : 鹿児島市が設置する測定局

※ 2 : 令和 4 年度より測定開始（寄田局（薩摩川内市：SO₂，SPM，NO_x）を廃止）

【参考】

一般局：一般環境大気測定局

自排局：自動車排出ガス測定局

SO ₂	二酸化硫黄	SPM	浮遊粒子状物質
NO _x	窒素酸化物（二酸化窒素，一酸化窒素）		
O _x	光化学オキシダント	CO	一酸化炭素
PM _{2.5}	微小粒子状物質	NMHC	非メタン炭化水素（メタン）

表 1 二酸化硫黄（SO₂）の測定結果

区分	市 町	測 定 局	年 平 均 値 (ppm)	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値 (ppm)	日 平 均 値 が 0.04ppm を超えた日が2日以上 連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の 長期的評価
一 般 局	鹿 児 島 市	鹿児島市役所	0.002	0.008	○	達 成
		環境保健センター	0.003	0.010	○	達 成
		谷山支所	0.002	0.012	○	達 成
		喜入	0.001	0.005	○	達 成
		桜島支所	0.002	0.009	○	達 成
		赤水	0.013	0.153	×	非達成
		有村	0.021	0.142	×	非達成
		黒神	0.002	0.015	○	達 成
	鹿 屋 市	鹿屋	0.004	0.025	○	達 成
	薩摩川内市	隈之城	0.001	0.005	○	達 成
	霧 島 市	霧島	0.003	0.009	○	達 成
	いちき串木野市	羽島	0.001	0.010	○	達 成
	志 布 志 市	志布志	0.001	0.007	○	達 成
	東 串 良 町	東串良	0.002	0.011	○	達 成
自排局	鹿 児 島 市	鴨池	0.003	0.014	○	達 成
	薩摩川内市	薩摩川内	0.001	0.004	○	達 成

(注) 評価方法：日平均値の2%除外値を環境基準（0.04ppm）と比較して評価する。
ただし、環境基準を越える日が2日以上連続した場合は非達成とする。

表 2 浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果

区分	市 町	測 定 局	年 平 均 値 (mg/m ³)	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値 (mg/m ³)	日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上 連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の 長期的評価
一 般 局	鹿 児 島 市	鹿児島市役所	0.019	0.041	○	達 成
		環境保健センター	0.018	0.041	○	達 成
		谷山支所	0.017	0.036	○	達 成
		喜入	0.017	0.038	○	達 成
		桜島支所	0.015	0.035	○	達 成
		赤水	0.014	0.028	○	達 成
		有村	0.018	0.046	○	達 成
		黒神	0.015	0.035	○	達 成
	鹿 屋 市	鹿屋	0.017	0.043	○	達 成
	薩摩川内市	隈之城	0.013	0.028	○	達 成
	霧 島 市	霧島	0.014	0.030	○	達 成
	いちき串木野市	羽島	0.016	0.045	○	達 成
	志 布 志 市	志布志	0.018	0.039	○	達 成
	東 串 良 町	東串良	0.015	0.032	○	達 成
自排局	鹿 児 島 市	鴨池	0.016	0.036	○	達 成
	薩摩川内市	薩摩川内	0.014	0.033	○	達 成

(注) 評価方法：日平均値の2%除外値を環境基準（0.10mg/m³）と比較して評価する。
ただし、環境基準を越える日が2日以上連続した場合は非達成とする。

表3 二酸化窒素（NO₂）の測定結果

区分	市 町	測 定 局	年 平 均 値 (ppm)	日 平 均 値 の 年 間 9 8 % 値 (ppm)	環 境 基 準 の 達 成 状 況
一般局	鹿児島市	鹿児島市役所	0.008	0.017	達成
		谷山支所	0.005	0.012	達成
		喜入	0.002	0.005	達成
	鹿屋市	鹿屋	0.002	0.005	達成
	薩摩川内市	隈之城	0.002	0.005	達成
	霧島市	霧島	0.003	0.006	達成
	いちき串木野市	羽島	0.002	0.003	達成
	志布志市	志布志	0.004	0.007	達成
	東串良町	東串良	0.002	0.005	達成
自排局	鹿児島市	鴨池	0.009	0.018	達成
	薩摩川内市	薩摩川内	0.005	0.010	達成

(注) 評価方法：日平均値の年間98%値と環境基準（0.06ppm）と比較して評価する。

表4 光化学オキシダント（O_x）の測定結果

区分	市 町	測 定 局	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数及び時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数及び時間数		昼 間 の 1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	環境基準の 達成状況
			(日)	(時間)	(日)	(時間)		
一般局	鹿児島市	鹿児島市役所	30	131	0	0	0.077	非達成
		環境保健センター	30	124	0	0	0.087	非達成
		谷山支所	24	92	0	0	0.093	非達成
		喜入	15	45	0	0	0.080	非達成
	鹿屋市	鹿屋	25	140	0	0	0.084	非達成
	薩摩川内市	隈之城	27	139	0	0	0.079	非達成
	霧島市	霧島	17	79	0	0	0.082	非達成
	いちき串木野市	羽島	35	189	0	0	0.078	非達成
	南さつま市	南さつま	49	277	0	0	0.083	非達成
局	志布志市	志布志	29	159	0	0	0.078	非達成
	奄美市	奄美	36	214	0	0	0.104	非達成
	東串良町	東串良	25	146	0	0	0.082	非達成

(注) 評価方法：昼間（5時～20時）の1時間値の最高値と環境基準（0.06ppm）とを比較して評価する。

表5 一酸化炭素（CO）の測定結果

区分	市 町	測 定 局	年 平 均 値 (ppm)	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	8 時 間 平 均 値 が 2 0 p p m を 超 え た 回 数 (回)	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値 (ppm)	環 境 基 準 の 長 期 的 評 価
自排局	鹿児島市	鴨池	0.3	1.3	0	0.4	達成
	薩摩川内市	薩摩川内	0.3	2.6	0	0.4	達成

(注) 評価方法：日平均値の2%除外値と環境基準（10ppm）と比較して評価する。

表6 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の測定結果

区分	市 町	測 定 局	1 年 平 均 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1 日 平 均 値 の98パーセン タ イ ル 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1 日 平 均 値 が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超 え た 日 数 (日)	測 定 日 数 (日)	環 境 基 準 の 評 価
一 般 局	鹿 児 島 市	鹿児島市役所	9.9	21.6	0	361	達 成
		谷山支所	10.3	21.7	1	363	達 成
		喜入	9.1	20.1	0	348	達 成
	鹿 屋 市	鹿屋	8.8	21.8	0	364	達 成
	出 水 市	出水	9.6	21.3	0	361	達 成
	薩摩川内市	隈之城	10.3	21.9	0	364	達 成
	霧 島 市	霧島	10.5	23.7	0	364	達 成
	いちき串木野市	羽島	10.0	21.6	1	346	達 成
	南さつま市	南さつま	9.3	20.3	0	365	達 成
	奄 美 市	奄美	7.9	17.7	0	363	達 成
自排局	鹿 児 島 市	鴨池	9.9	21.1	1	335	達 成
	薩摩川内市	薩摩川内	10.8	21.9	0	364	達 成

(注) 評価方法：1年平均値と環境基準（15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）及び1日平均値の98パーセンタイル値と環境基準（35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）をそれぞれ比較して評価し、両方満たした場合が達成となる。

[環境基準とその評価方法]

(1) 環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

(2) 評価方法

① 二酸化硫黄 (SO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM) 及び一酸化炭素 (CO) (長期的評価)

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値 (1日平均値の年間2%除外値) を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、上記の評価方法に関わらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

② 二酸化窒素 (NO₂) (長期的評価)

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から並べて98%に相当する値 (1日平均値の年間98%値) を環境基準と比較して評価する。

③ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

1年間の測定を通じて得られた1年平均値及び1日平均値のうち、低い方から並べて98%に相当する値 (1日平均値の年間98パーセンタイル値) を環境基準と比較して評価する。

(3) 各環境基準設定物質における人の健康や環境に及ぼす影響について

- ① 二 酸 化 硫 黄 : 高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になるといわれている。
- ② 浮 遊 粒 子 状 物 質 : 大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
- ③ 二 酸 化 窒 素 : 高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるともいわれている。
- ④ 光化学オキシダント : いわゆる光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。
- ⑤ 一 酸 化 炭 素 : 血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。
- ⑥ 微小粒子状物質 : 大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が2.5μm (2.5/1000mm) 以下のもので、大気中に長時間滞留し、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されている。